

1.14院内集会アピール 「消費者行政の充実・強化を求めます」

2016年1月14日

2008年（平成20年）、福田康夫 内閣総理大臣は「生活者・消費者が主役となる社会を実現する」ことを施政方針の筆頭に掲げ、同年、消費者基本法の理念の観点から「明治以来の日本の政府機能の見直しを目指す」として、消費者行政推進基本計画を策定しました。

その中で「行政の『パラダイム（価値規範）転換』の拠点であり、真の意味での『行政の改革』のための拠点である」と位置付けられた消費者庁は、正に「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、消費者委員会や国民生活センターと一体的に機能することによって「国民本位の行財政への転換」を実現していくことが構想されていたのです。

その“志”を私たちは忘れることができません。現状は決して十分な到達点とは言えないまでも、高く掲げた目標に向けて一歩ずつ積み上げている途上にあると前向きにとらえたいと考えています。

ところが、現在、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の一つとして消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島県への移転が検討されています。東京一極集中の是正が我が国の重要な政策課題であることは言うまでもありませんが、消費者行政の推進も未だ十分な到達点にはなく、我が国の重要な政策課題であり続けています。当初掲げた“志”に立ち返り、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターを一体的に育て、「国民本位の行財政への転換」を進めていくことが必要なのであり、この未成熟な段階で乱暴に地方移転させることは、これまでの重要政策を放棄するに等しいものです。

今日の集会で、私たちは8年前の改革に関わった多くの方々などからお話しを伺い、次のことを確信しました。

- 消費者庁・消費者委員会・国民生活センターについては、その役割や機能、また、現状の到達点等から考えて、地方移転は行うべきではないこと
- 「真の意味での『行政の改革』」の志に立ち返り、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターを一体的に育て、「国民本位の行財政への転換」を進めていくことにこそ注力すべきであること

私たちは、政府に対し上記を提言するとともに、引き続き消費者庁・消費者委員会・国民生活センターと連携しながら、消費者・生活者の視点に立つ行政への転換に積極的に参画していく決意を表明するものです。

以上